

埼玉県立三郷特別支援学校

いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

目 次

はじめに	1
1 いじめの未然防止のための取組	2
2 いじめの早期発見ための取組	2・3・4・5
3 いじめの早期解決のための取組	5
4 いじめ対策推進委員会	5
5 いじめ防止対策推進法第28条における重大事態	5・6
6 インターネットやSNSを通じて行われるいじめ対策	6
7 その他の留意事項	6
8 年間計画	7

はじめに

いじめ防止対策推進法に基づき、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校作りを行い、いじめ防止の対策を効果的に推進するために、教職員が共通認識を持てるよう策定するものである。

- (1) 全ての教職員は、いじめ対策推進委員会を中心として、児童生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせない集団作りを推進し、児童生徒の様子を他の教職員や保護者との連携のものと的確に把握し、懸念される事態の防止に尽力する。
- (2) 生徒指導体制や、各教科をはじめとする各分掌の年間計画に基づき、具体的な実施計画・実施体制を定め、年間の取組をいじめ対策推進委員会により検証し、必要に応じて「基本方針」を見直す。
- (3) 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の各段階で情報を共有し、迅速な対応を最優先と考え、いじめを絶対に許さない姿勢を全職員が明確に示して保護者・地域と連携して進める。
- (4) いじめの防止の観点から、日頃よりすべての教育活動に次の観点を盛り込む。
 - ① 児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を構築する。
 - ② 安全に配慮し、児童生徒が安心して学校生活を送る環境を整える。
 - ③ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを推進する。
 - ④ お互いに相談し情報を共有できる環境作りを行う。
- (5) いじめの早期発見のために、日頃から次の事項に留意する。
 - ① 些細な兆候であっても疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、適格に認知する。
 - ② 暴力を伴わないいじめの発見や早期対応は、一層困難になる点に注意する。
 - ③ 日頃から児童生徒が示す小さな変化や、危険信号を見逃さないよう配慮するとともに、教職員が積極的に児童生徒の情報交換と情報共有を進める。
- (6) いじめには、迅速に以下のように対応する。
 - ① 発見・通報を受けた教職員のみで抱え込まず、速やかにいじめ対策推進委員会と共有して対応する。
 - ② 被害児童生徒を守ると共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことよりも、社会性の向上を目指し、児童生徒の人格の成長に主眼を置いて指導する。
 - ③ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。
 - ④ 重要な案件は、本校及び教育委員会による調査を行う。

1 いじめの未然防止のための取組

教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童生徒に学習に対する達成感を育成し自尊感情を育む。また、命の大切さ等の指導を通し、他者を尊重する集団作りを進めるため、以下の取組を進める。

(1) 集団作り・環境整備

- ① 分かりやすい授業作りを進め、人間関係を把握して児童生徒1人ひとりが活躍できる集団作りを進める。
- ② 運動や読書などの活動で発散したり、相談したりしやすい環境を整える。
- ③ 全校集会や学級活動で、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは絶対に許されない」雰囲気为学校全体で作り出す。
- ④ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や、自分の存在と他人の存在を等しく認め互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑤ 意見の相違があっても、互いを認め、解決していく力育てる。また自分の言動が他者へ及ぼす影響を判断し、行動する能力を育てる。
- ⑥ 自己有用感や自己肯定感を育む体験活動を推進する。

(2) 保護者との連携

- ① 連絡帳・保護者連絡・面談等を活用し、日常的に児童生徒を把握する。
- ② 児童生徒が遅刻・欠席・早退等が続く場合は、保護者と必ず連絡を取り、些細な変化を見逃さない環境を整える。

(3) 校内体制

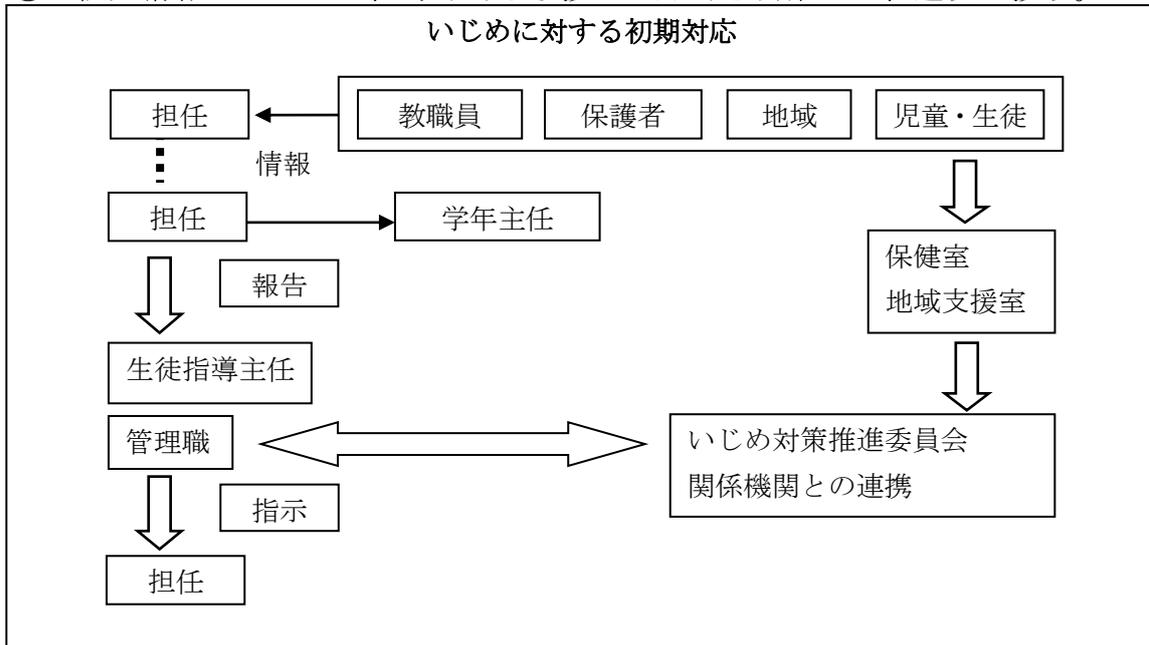
- ① 日常的に生徒間の人間関係の態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、学部会や職員会議で周知を図る。
- ② 不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように指導のあり方には細心の注意を払う。
- ③ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示するなどの策を講じる。
- ④ 保護者対象いじめアンケート調査を行い、状況を把握する。

2 いじめの早期発見のための取組

全職員が、児童生徒の些細な変化に気づき、児童生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- ① 家庭と連携して、児童生徒を見守る体制作りを推進するため、定期的に保護者対象の調査を行う。
- ② 児童生徒の悩みや保護者からの相談を独断で過小評価せず、真摯に対応するために、保護者面談や連絡帳などでの些細な問題点を見逃さない。また、その後、速やかに情報を共有する。

- ③ 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- ④ 個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。



3 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ複数の教員で事実確認等の対応をする。
- ② 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、記録を取り、記録内容を確認させる。
- ③ いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わり、いじめられた児童生徒やいじめを報告した児童生徒の安全を確保する。
- ④ 被害児童生徒の安全確保のために、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安要素をなくし、複数の教員で見守りを行う。
- ⑤ 発見・通報を受けた教員は、当該生徒を下校させる前に、直ちに委員会に報告し情報を共有する。
- ⑥ いじめの事実確認を行い、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑦ いじめが犯罪行為と思われる時、また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、被害児童生徒を徹底して守る観点から、ためらうことなく吉川警察署と相談して対処する。

(2) いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

- ① 事実関係の聴取を行う際、記録を取り確認し、いじめに関して「あなたが悪いのではない。」ことを明確に伝え、自尊感情を高めるよう留意する
- ② 今後の不安材料についても聴取し、可能な限り不安を取り除き、校内や登下

校時の対策についての相談には丁寧に応じる。

- ③ 事実確認の面談後は、安全確保の観点から1人で下校させない。
 - ア 保護者に来校を依頼し、事実等を伝え保護者と共に下校させる。
 - イ 友人と共に下校させ、帰宅後、学校に確認の連絡を入れるよう指示する。
- ④ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑤ 保護者には、電話か家庭訪問にて、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。
- ⑥ 児童生徒の安全確保のため、徹底して守ることや秘密を守ることを伝える。
- ⑦ 不安を除去するとともに、児童生徒の見守りを家庭と連携して行う方策について協議する。
- ⑧ 児童生徒が信頼できる人と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い、支える体制をつくる。
- ⑨ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑩ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて必要な支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 事実関係聴取確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ② 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。
- ③ 児童生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ⑥ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察等外部機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑦ 校長が教育上必要と認めるときは、学校教育法に基づき、適切に懲戒を加える。その際、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むために成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童生徒に対しても、いじめを止めさせることはできなく

ても、誰かに知らせる勇気を持つなど、自分の問題として捉えさせる。

- ② はやしたてるなど周囲の同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④ いじめの解決は、単に加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪ではなく、被害及び加害児童生徒を含む他の児童生徒との関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していく。

4 いじめ対策推進委員会

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、関係機関・学校設置者とも適切に連携できるいじめ防止等の対策を実効的に行うため校内組織を設置する。

- ① いじめ防止に関する検討・企画・体制づくりを行うために、いじめ対策委員会を置く。
- ② いじめ対策委員会の構成は、教頭、生徒指導主任、生活・生徒指導部とし、必要に応じて、関係職員（担任等）、関係機関、専門相談員等の参加を要請するなど柔軟性を持たせる。
- ③ いじめはどの児童生徒にも起こりうる事実を踏まえ、全ての教職員は委員会を中心として児童生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために取り組む。
- ④ 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の各段階で情報を共有し迅速な対応を第一と考え、いじめは絶対に許さない姿勢を全職員が明確に示し、保護者・地域と連携して進める。
- ⑤ 年4回（4月・10月・1月・3月）の定期開催のほか、いじめ事案が発生した時は緊急で開催する。重大事態は、関係機関と連携し迅速に調査する。

5 いじめ防止対策推進法第28条における重大事態

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

【例】

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えた場合においても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

6 インターネットやSNSを通じて行われるいじめ対策

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。
※ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに吉川警察署に通報し、適切に援助を要請する。
- ③ 情報モラル教育を進めると共に、保護者にも理解を求めていく。

7 その他の留意事項

- ① いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。
- ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。
- ③ いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。その際、問題を隠さず、実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえる。単にいじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。
- ④ 地域や家庭にいじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ⑤ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

8 年間計画

本基本方針に基づき、全教職員の取組と成果・課題を検証するために、いじめ防止・人権教育の視点を盛り込んだ各分掌等の年間計画を作成する。各学部で行う年間計画は、本基本方針に基づき別表の通りに定め、学年・学部の評価シート作成時に成果や課題を検証する。

	小学部	中学部	高等部
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・進級時の指導引継ぎ業務（新旧担任等） ・前籍校との情報交換 ・第1回いじめ対策推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・プランBの作成に係る保護者連携 ・学級や授業における集団作り 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関との事務連絡（訪問挨拶） 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において基本方針の協議 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育職員研修会 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期評価業務を通し、改善検討 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策推進委員会 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者対象いじめアンケートについての検討 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期評価業務を通し、改善検討 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者対象いじめアンケート調査 ・第3回いじめ対策推進委員会（いじめに関するアンケートについて） 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において「いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ対策推進委員会 ・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） ・今年度の評価業務を通し、改善検討 ・プランABの見直しを通し、保護者との連携強化 		